

平成 21 年 5 月 18 日

道州制ビジョン懇談会 座長

江口克彦 様

道州制協議会メンバー

北 陸 経 済 連 合 会

副会長 犬島伸一郎

「道州制がめざす将来の日本の姿」について

本日、所用により、第 30 回道州制ビジョン懇談会を欠席いたしますので、2009 年 1 月 27 日付けでご依頼のありました表題の件につきまして、下記のとおりご報告申しあげます。

記

北陸経済連合会では、「地方分権型社会システムの構築」を中期活動方針の柱の一つに掲げ、事業活動を行っております。

我々のめざす社会は、国家全体としての一体感を確保しつつ、地域の主体性が現状よりも発揮される社会でございます。地域住民は行政サービスの単なる顧客ではなく、地域を創造する主体となって、その責任を負う社会であります。多様な構成員によって成り立つ社会であるため、公平・公正の確保と市場原理になじみにくい部分の最終責任は行政が担う社会でもございます。

国と地方の役割につきましても、役割を完全に分断するのではなく、地方自治の充実を進めつつ、国と地方がより効果的・効率的に相互協力できる統治体制をめざすべきと考えております。

地方分権改革の推進や道州制の導入は、以上のような社会を構築するための「手段」であり、この手段自体が「目的」になることは

無いものと考えております。

めざすべきゴールは、地方の「自立」の名の下で、地方を切捨てるのではなく、地方と国が一体となって「強い国づくり」ができる社会であります。

我々といたしましては、以下のように、国家としての基軸を明確にした上で、道州制に関する国民的議論を醸成していく必要があると考えております。

【道州制の基本理念、目的】

- ・ 地域活力の向上を図ることにより、各地方に繁栄の拠点を再創造し、強い国家を形成すること
- ・ 行政に関わる政策立案や遂行能力の向上を図り、効果的かつ効率的な、質の高い行政サービスの実現をめざすこと

【国の責務】

- ・ 国民生活の向上を図る基本的責務
- ・ 国民のナショナルミニマム充足の保障
- ・ 国家戦略の策定、国家としてのアイデンティティの確保
- ・ 国家を維持する上での基準、規制の設定
(ただし、可能な限り法令規律密度を緩和する)
- ・ 国際競争力や地域間連携を支える基幹ネットワークの形成
- ・ 地方自治体(道州および基礎自治体)の標準的行政需要に係る財政調整機能の確保
- ・ 国と地方の相互補完を要する分野(地球環境対策、災害対策等)における協力責務

【区割り】

- ・ 区割りにあたっては、当該地域の政策課題や地域特性等を踏まえ、地域住民の意思を最大限尊重すること
- ・ 道州の区域設定にあたっては、地方の意見を聴取するプロセスを確保すること

◇ 道州制がめざす将来の日本の姿

前述いたしました前提のもとに、いくつかの行政分野における将来の日本の姿を例示いたします。なお、道州制導入時には、気候、風土、文化等で共通性が見られる北陸三県(富山県・石川県・福井県)を一つの区域とすることが自然であると考えております。

1. 新しい行政の姿（共通事項）

国民生活の安心や安全の確保、社会的な公正の確保など、行政全体として国民の負託に応えるべき事項については、国家として一定の役割を果たすという基軸を維持する。

例えば、国民の生存権等に関わる事項については、国が財源保障や公正確保のための措置を講じ、その上で、現場を熟知している基礎自治体が、地域の実情を踏まえて主体的に、対人サービスに係る行政事務を担う。

また、世界的な資源争奪への対処など国家として戦略的に対処すべき課題については、国家としての縦串を維持し、国民全体の公益を確保する。

例えば、世界同時不況への対処、新型インフルエンザ等の新たな感染症の防護、原油や穀物等の異常な高騰への危機管理などについては、国家全体として、迅速かつ的確な対応を実施できる体制を強化する。

国家として果たすべき責務や国家全体として保障すべき公共サービス以外の行政分野については、地域の状況によって、必要とされる公共サービスの優先順位や水準等が一樣ではないため、人々により近い自治体に出来る限りの権限と財源を集め、人々の知恵と工夫と参加によって、それぞれの地域に最もふさわしい公

共サービスを多様な姿で展開することを基本とする。

ただし、行政効率との両立を図る観点から、国家的規模で公共サービスを提供することが効果的・効率的なものなどについては集権の良さを生かし、現場のニーズに合わせて公共サービスを提供することが効果的・効率的なものについては分権の良さを生かす行政体制を整備する。

なお、地域の多様性や個性を活かすため、小規模な自治体においては隣接自治体との事務共同化や、広域自治体からの事務支援等の体制を整え、地域コミュニティが維持できるように措置する。

また、国民の合意のもと、個人や企業を認識する識別コードを導入し、電子行政の推進によって、行政活動に係る透明性、的確性、効率性等の向上を図る。

2. 社会保障制度

社会保障(医療、介護、生活保護)制度については、国民の生存権を守り、公正を確保する必要があるため、標準的な公共サービスの提供に要する財源保障や財政調整等については国が担うが、実施上の手順や方法等については自治体の裁量を広く認める。

基礎自治体は、国家として整備される制度的な枠組みのもとで、地域における関連行政サービスや自立支援策等をうまく組み合わせ、地域住民の福祉の向上を図る。

ただし、年金については国全体で事業を構築した方が効果的・効率的であるため、国が制度の維持・運営・管理等の責務を担う。

3. 子育て支援

国は子育て支援に関する大綱を示すが、子育て支援に関する公共サービスの水準等については、地域の総合行政を担う基礎自治体が主体的に決定する。その結果、地域住民のニーズを踏まえて、幼稚園や保育所の一体的運用などが効果的、効率的に推進される。

4. 教育、人材育成

国は、わが国における教育の基本方針を定める。広域自治体は域内の教育行政を主体的に統括する。

義務教育に要する財源保障や財政調整は国の役割において行い、基礎自治体は、地域の実情等を踏まえて義務教育を主体的に実施する。なお、学校施設に関する設置基準や教育委員会の設置、運営などについては、自治体の裁量を大幅に拡大する。

また、広域自治体においても大学の設置を可能とし、地域特性を踏まえた講座の開設や人材育成を行う。

5. 1 公共資本の整備（国家基盤、国家プロジェクト等）

国家的規模で整備すべき基幹ネットワーク(整備新幹線、高規格高速自動車道等)は、その効果が全国に及ぶことから、国の直轄事業として整備を進める。

なお、国の直轄事業に係る地元負担金については、地元負担が過大とならないように見直しされる。

また、先端研究開発拠点など、その効果が国内のみならず世界をリードする性質を有する国家プロジェクトについては、国家戦略に基づいて国が担う。

5.2 公共資本の整備（まちづくり分野）

都市計画、宅地開発等については、原則として基礎自治体が計画から実施までを主体的に担う。国は地域住民の安全確保に係る指針（耐震基準等）を示すが、地域の景観保持やまちづくり等は基礎自治体が住民等との対話を通じて自由に設計する。

なお、基礎自治体の行政能力を超える公共資本の整備や、より広域的に整備や管理を行うことが効果的・効率的な道路等の公共資本の整備については、従来の所管官庁の枠組みに関わらず、広域自治体が主体的に担う。

6. 産業政策、雇用政策

国は大綱的な産業振興の指針を示す。地域の産業振興に係る計画から実施については、それぞれの地域が有する資源等を活用して、それぞれの地域において主体的に取り組む。

雇用を守るため、国は、一定のセーフティネットを整備する。
自治体は、地域の実情に応じて、職業訓練等の施策を推進する。

7. 農林漁業政策

国は、食の安全確保や食料安定供給に係る基本戦略を策定するとともに、全国的規模で実施すべき農林漁業の振興策を実施する。これにより、必要な農地等の総量が確保される。

各自治体は、食のブランドづくり等を主体的に進めるとともに、地域の実情を踏まえて農商工連携等の施策を推進する。

8. 地球温暖化対策

国は国家全体としての地球温暖化対策を策定し、必要な範囲において自治体に協力を求める。各自治体においては、地域の実情を踏まえ、身近な地球環境問題解決に向けて、官民協働の取り組みを進める。

9. 外交政策

外交政策は国が担う。国は、国内外の情報収集や分析等に注力し、国際交渉を効果的に進める。なお、国内調整を要する事項については、広域自治体と国が協議を行う仕組みを用意する。

10. 宇宙開発、海洋開発、先端医療開発など

国は、高度な先端技術開発や希少資源の開発などに戦略的に取り組み、その成果を国内のみならず世界に発信する。

11. 危機管理

経済危機等の発生に際して、国は総合経済対策を策定し、自治体等との協力のもと、国家全体としての取り組みの調整を担う。

大規模災害等の発生に備えるため、国は、国民の生命や財産の保護に関する危機管理体制を整備するとともに、必要な大規模事業(治山治水等)を実施する。

新たな感染症等が発生するなどの緊急時にあつては、国が指示できる体制を維持する。

以 上